お支払いする保険金および費用保険金のご説明【動産総合保険】

動産総合保険の普通保険約款・主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金）についてご説明します。詳細につきましては、普通保険約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

携行品に関する補償

特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が１つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■普通保険約款、携行品一式契約特約および国外危険補償特約の補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	偶然な事故によって、被保険者（※１）によって加入者証記載の建物から一時的に持ち出された（※２）被保険者の所有する身の回り品（保険の対象）に発生した損害に対して、損害保険金をお支払いします。 ※１家族型の場合には、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みます。 ※２補償地域は日本国内・国外を問いません。	損害の額 ― 免責金額（3,000円） ＜保険金額※限度＞ ※保険金額が保険価額（保険の対象の時価額）を超える場合は保険価額（保険の対象の時価額）とします。 【損害の額】 ・保険の対象が修理可能な場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費を損害の額とします。 ・国外での事故については、保険の対象１個、１組または１対の物について、それぞれ10万円を限度とします。また、現金、乗車券、宿泊券、貴金属、宝石等については、合計して５万円を限度とします。	①保険契約者・被保険者（補償の対象となる方）またはその法定代理人の故意または重大な過失による損害 ②被保険者ではない保険金の受取人またはその法定代理人の故意または重大な過失による損害 ③保険の対象の使用または管理を委託された者または被保険者と世帯を同じくする親族の故意による損害 ④公権力の行使による損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。 ⑤保険の対象の欠陥による損害 ⑥自然消耗・さび・かび・変質・変色・ねずみ食い・虫食い等による損害 ⑦加工着手後に発生した損害 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変による損害 ⑨地震、噴火、津波によって発生した損害 ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性による事故による損害 ⑪台風・暴風雨・豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災による損害 ⑫電気的事故・機械的事故による損害 ⑬修理・清掃等の作業上の事故による損害 ⑭詐欺・横領・紛失・置き忘れによる損害 ⑮被保険者や使用人等が関与した窃盗、強盗、恐喝等の不誠実行為による損害（使用人の不誠実行為対象外特約） ⑯棚卸しや検品の際に発見された品不足による損害また不法侵入、暴行または脅迫をせずに盗取されたことによる損害（万引き・品不足危険対象外特約）。 ⑰白熱電球、放電灯等の管球類に発生した損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます（管球類単独損害対象外特約）。 ⑱冷凍・冷蔵装置・保温装置または設備の破壊・変調・機能停止等による損害（冷凍・冷蔵・保温物特約） ⑲汚損、すり傷その他単なる外形上の損傷であって保険の対象・機能に直接関係のない損害（擦損危険等対象外特約） ⑳損害を受けたために臨時に発生する費用（携行品一式契約特約（個人型）または携行品一式契約特約（家族型）） など
残存物取片づけ費用保険金	事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用※に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。 ※取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。	実費 ただし、損害保険金×10%が限度となります。	
損害防止費用	事故発生時に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、損害防止費用をお支払いします。	実費 ただし、保険金額※から、損害保険金を差し引いた額が限度となります。 ※保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は、保険価額（時価額）とします。	
権利保全行使費用	事故発生時に、当社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用に対して、権利保全行使費用をお支払いします。	実費	

＜動産総合保険のお支払対象外となる物＞

船舶（ヨット・モーターボート・水上オートバイ・ボートを含みます）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ラジコン模型、自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード（ボディーボードおよびウィンドサーフィン用のものその他これらに類するものを含みます）、携帯電話等の携帯式通信機器、ノートパソコン・ワードプロセッサー等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの、動物、植物、預金証書または貯金証書（通帳および現金自動支払機用カードを含みます）、クレジットカード、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの、手形、その他有価証券、印紙、切手、その他これらに準ずるもの（ただし、鉄道・船舶・航空機の乗車券・航空券（定期券は除きます）、宿泊券、観光券および旅行券ならびに現金および小切手については、保険の対象に含みます）、その他被保険者カード記載のもの

＜万一事故が発生した場合＞

動産総合保険（携行品一式契約）は、損害保険金の支払額が、１回の事故につき、保険金額に相当する額となった場合、ご契約はその損害発生時に終了します。保険金額に相当する額とならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

（2023年6月承認）A23-100967

動産総合保険（自動セット特約の内容）

次の特約が自動的にセットされることにより、普通保険約款の補償内容（条件）が変更されます。

＜保険の対象を問わず適用される特約＞

特　　約	特約の主な内容
温・湿度変化損害対象外特約	温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、その損害が、火災、落雷、破裂または爆発によって発生した場合を除きます。
格落損害対象外特約	損傷が発生したことによって価値が低下したことによる損害については保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象が美術品または骨董(とう)品である場合には、保険金をお支払いします。
管球類単独損害対象外特約	真空管、電球その他これらに類似の管球類に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
航空運賃対象外特約	修理費に航空運賃が含まれている場合は、航空輸送によって増加した費用に対しては、保険金をお支払いできません。
混入・目減り危険等対象外特約	汚染、異物の混入、純度の低下変質、固形化、化学変化、品質の低下、目減りその他類似の事由に起因して発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
擦損危険等対象外特約	かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げなどの単なる外形上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。
使用人の不誠実行為対象外特約	保険契約者、被保険者または使用人等が関与した窃盗、強盗、詐欺、横領、背任、恐喝等の不誠実行為による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
消耗品単独損害対象外特約	消耗品に単独に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
自力救済行為等対象外特約	被保険者もしくは被保険者の取引先および保険の対象の使用、管理を委託された者の倒産等に随伴して発生した、窃盗、強盗、差押え、没収、債権者およびその関係者による自力救済行為等に起因して保険の対象に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
脱毛危険対象外特約	保険の対象の脱毛による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
地中・水中・空中危険対象外特約	保険の対象が地中もしくは水中にある間または空中に浮遊している間に発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。
吹込み・雨漏り損害限定補償特約	台風、旋(せん)風、暴風、暴風雨などによる雨などの吹込みまたは雨漏りによって発生した損害に対しては、保険の対象を保管する建物またはその開口部が直接破損したために発生した場合に限り、保険金をお支払いします。
万引き・品不足危険対象外特約	万引きその他保険証券に記載された保管場所に不法に侵入しなかった者によりなされた盗取による損害（ただし、その者が暴行または脅迫した場合を除きます）、検品または棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(ただし、不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます)または、保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害に対しては、保険金をお支払いできません。
冷凍・冷蔵・保温物特約	冷凍・冷蔵・保温装置または設備の破壊・変調・機能停止等によって発生した損害に対しても、保険金をお支払いできません。
楽器特約	弦※の切断や打楽器の打皮の破損は、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合にのみ、保険金をお支払いします。音色、音質の変化の損害は、保険金をお支払いできません。 ※ピアノ線を含みます。

（2023年6月承認）A23-100967

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<団体ゴルファー保険>

※「団体ゴルファー保険」は、ゴルファー賠償責任保険特約をセットした団体総合生活補償保険のペットネームです。

団体総合生活補償保険の普通保険約款、ゴルファー賠償責任保険特約、その他主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■用語のご説明

区分	用語	説明
共　　通	ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
	ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金が有料（注）のものをいいます。 （注）有料とは、利用にあたり料金を請求されることをいい、その名目は問いません。
	ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
	ゴルフの練習中、競技中または指導中	ゴルフの練習中、競技中、指導中に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
	親族	配偶者、６親等内の血族および３親等内の姻族をいいます。
	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

■団体ゴルファー保険の補償内容

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を１つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

１．団体ゴルファー保険の補償内容は下表のとおりです。
２．被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方となります。また、ゴルファー賠償責任保険特約については、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特　約　名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
ゴルファー賠償責任保険特約 補償重複	法律上の損害賠償責任	日本国内外において被保険者が行うゴルフの練習中、競技中または指導中に発生した偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額（＊）（０円） （＊）免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ １回の事故につき、ゴルファー賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額がゴルファー賠償責任保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ②被保険者の使用人（被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ③被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ④被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任※2 ⑤被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴ

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

（2023年6月承認）A23-100967

特　約　名	補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊1)の合計額が、損害の額(＊2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(＊1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(＊2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(＊1)を限度とします。 （＊1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （＊2）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	ルフ場敷地内におけるゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり、預かったりした物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ・ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用補償特約（団体総合生活補償保険用） **補償重複**	ﾎｰﾙｲﾝﾜﾝ・ｱﾙﾊﾞﾄﾛｽ費用	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の９ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用（実費）をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者１名以上とパー35 以上の９ホール（ハーフ）を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(*)したものに限ります。 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者（具体的には次の方をいいます） 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など ご注意 キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の目撃(*)がある場合にかぎり、保険金をお支払いします。 ※上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。 ・公式競技において、上記①または②のいずれかの目撃(*)がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 (*)目撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます（達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「目撃」に該当しません）。	ホールインワン・アルバトロス費用の額 ＜ホールインワン・アルバトロス費用＞ ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用は含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(ホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、慣習として支出することが適当な次の費用。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額の10%を限度とします。 ア. 社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用 ※ １回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(＊1)の合計額が、支払限度額(＊2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(＊1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(＊2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(＊1)を限度とします。 （＊1）支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 （＊2）支払限度額とは、この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額とします。 この費用を補償する他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など